

## 傍聴要領

奈良県障害者施策推進協議会

### 1. 傍聴を希望する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、2月13日(金)までに、電話又はFAXにより事務局まで申し込んでください。（障害福祉課自立支援係 0742-27-8513）

会議当日は名簿に氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室し、所定の席にご着席ください。

- (2) 傍聴の受付は申込みの先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。  
(3) 傍聴者の定員は10名とします。

### 2. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。  
(2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。  
(3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。  
(4) 飲食又は喫煙を行わないこと。  
(5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。  
(6) 携帯電話等を使用しないこと。  
(7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。  
(8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

### 3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。  
(2) 傍聴者が2に違反した時は、退場していただく場合があります。  
(3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。  
(4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。